

「行政」の論点整理

1 「町長の責務」について

(町長の責務)

町長は、この条例の基本原則及び制度を遵守し、基本理念を実現するために町民の信託に応え、公正かつ誠実に行政運営を行わなければなりません。

2 町長は、職員を適切に指揮監督し、町民の意向や政策課題に的確に対応できる知識と能力を持った人材の育成を図り、効率的な組織体制を整備しなければなりません。

3 町長は、中長期的な視点に立ち、常に経営感覚を持ち、健全な自治体運営を推進しなければなりません。

4 町長は、町民との意見交換の場を設けなければなりません。

* とりあえず仮置き

【専門部会では】

- ・「町長の責務」では、町長の責任と義務を規定しています。
- ・選挙により町民から選ばれた町の代表として、町長は、町民の信託に応えること、また、公正かつ誠実に行政運営を行うことを規定しています。また、第1章「総則」で、町民、議会及び町は、この条例を遵守することを規定しておりますが、改めて「町長の責務」においても「この条例の基本原則及び制度を遵守」することを規定しています。
- ・地域課題等を解決するためには、対応する職員の知識と能力の向上や、効率的な組織体制の整備が必要のため、「町長の責務」として規定しています。
- ・財源や人員等、様々な資源に限りがある中で、効果的・効率的な行政運営を行うためには、中長期的な視点に立ち、経営感覚を持った自治体運営に取り組む必要があるとして、その推進を規定しています。
- ・「びえい未来トーク」等、町長と町民との意見交換の場の設定については既に取り組んでいますが、改めて本条例に規定しています。

2 「行政の責務」について

(行政の責務)

行政は、この条例の基本理念、基本原則及び制度に基づき、まちづくりの推進のため、町民及び議会と連携協力して行政を執行することを基本とします。

- 2 行政は、条例、予算その他の議会の議決及び法令等に基づく事務及び事業を、誠実に管理し、公正かつ公平に執行しなければなりません。
- 3 行政は、広く町民の意思を反映した行政運営を行うため、情報の共有と町民参加を進め、連携及び協力して事務及び事業を執行しなければなりません。
- 4 行政は、事務及び事業を効果的かつ効率的に執行し、町民の満足度を高める行政運営に努めなければなりません。

* とりあえず仮置き

【専門部会では】

- ・行政は、まちづくりの重要な担い手の一つであることから、他の担い手である町民及び議会と連携協力して、事務及び事業を執行することを規定しています。
- ・行政は、地方自治法に定められているとおり、条例、予算その他の議会の議決及び法令等に基づく事務及び事業を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負っていることを規定しています。
- ・また、町民の幸福につながるような事務及び事業の執行のため、町民の意思を反映するための情報共有や町民参加の推進を規定しています。

3 「職員の責務」について

(職員の責務)

職員は、町民が主権者であることを認識し、町民の視点に立ち、**高い倫理観のもと**、公正かつ誠実に職務を遂行し、町民との信頼関係を構築しなければなりません。

2 職員は、町民の意向や政策課題に的確に対応するため、自ら政策形成能力の向上を図らなければなりません。

3 職員は、互いに横断的な連携を密にするとともに、積極的に町民と連携して職務を遂行しなければなりません。

* とりあえず仮置き

【専門部会では】

・行政職員とは、地方自治法では町長の補助機関であるとされ、町長は職員を指揮監督すると定められていますが、町民にとって一番身近な存在であり、重要な役割を担っていると考えたため、町民主体の自治を実現する上で求められる「職員の責務」を規定することとしました。

・職員は、町民の視点に立ち、高い倫理観のもと、公正かつ誠実に職務を遂行し、町民との信頼関係を構築することを規定しています。

・職員が担当する職務には、様々な分野があり、広い視野及び知識が必要となります。このため、所属の垣根を越えた連携をとるとともに、町民と積極的に連携して職務を遂行するよう規定しています。